

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
◇告 示 字の区域の変更

土地改良事業の認可(四件)
土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(三件)
土地改良法による換地処分

規 則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十二号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第四号中「六万三千元」を「七万円」に改め、同表第五号中「五万七千元」を「六万三千元」に改め、同表第六号中「一万八千元」を「二万円」に改め、同表第七号中「二千三百円」を「二千六百元」に改め、同表第八号中「千三百円」を「千五百円」に改め、同表第九号及び第十号中「千円」を「千五百円」に改め、同表第十一号中「千二百円」を「千二百五十円」に改め、同表第十六号中「三千二百円」を「三千六百元」に改め、同表第十七号中「千二百円」を「千六百元」に改め、同表第十八号中「千八百円」を「二千二百円」に改め、同表第十九号中「三千二百円」を「三千六百元」に改め、同表第二十号中「一万四千元」を「一万五千元」に改め、同表第二十一号中「三千四百円」を「三千九百元」に改め、同表第二十二号中「二千三百円」を「二千六百元」に改め、同表第二十三号中「千二百円」を「千六百元」に改め、同表第二十四号中「千八百円」を「二千二百円」に改め、同表第二十六号及び第二十七号中「一万三千元」を「一万四千元」に改め、同表第二十九号中「三千二百円」を「三千六百元」に改め、同表第三十号中「九千五百円」を「一万円」に改め、同表第三十二号中「千二百円」を「千六百元」に改め、同表第三十三号中「千八百円」を「二千二百円」に改め、同表第三十四号中「三千二百円」を「三千六百元」に改め、同表第三十六号中「千二百円」を「千六百元」に改め、同表第三十七号中「千八

百円」を「二千百円」に改め、同表第三十八号の二中「九千五百円」を「一万円」に改め、同表第四十一号中「一万円」を「一万千円」に改め、同表第四十二号中「六千百円」を「六千七百円」に改め、同表第四十三号から第四十五号までの規定中「八千八百円」を「九千八百円」に改め、同表第四十六号から第四十八号までの規定中「一万四千円」を「一万六千円」に改め、同表第四十九号及び第五十号中「六千百円」を「六千七百円」に改め、同表第五十号の二中「一万四千円」を「一万六千円」に改め、同表第五十一号中「六千百円」を「六千七百円」に改め、同表第五十二号中「一万四千円」を「一万六千円」に改め、同表第五十三号中「六千百円」を「六千七百円」に改め、同表第五十四号中「一万四千円」を「一万六千円」に改め、同表第五十五号中「一万円」を「一万千円」に改め、同表第五十六号から第五十七号までの規定中「一万四千円」を「一万六千円」に改め、同表第五十八号中「八千八百円」を「九千八百円」に改め、同表第五十九号中「一万四千円」を「一万六千円」に改め、同表第六十号中「八千八百円」を「九千八百円」に改め、同表第六十一号及び第六十二号中「一万四千円」を「一万六千円」に改め、同表第六十三号から第六十六号までの規定中「一万円」を「一万千円」に改め、同表第六十七号から第六十九号までの規定中「八千八百円」を「九千八百円」に改め、同表第七十号から第七十一号の二までの規定中「一万四千円」を「一万六千円」に改め、同表第七十一号の三中「三千二百円」を「三千六百円」に改め、同表第七十一号の五中「千二百円」を「千六百円」に改め、同表第七十一号の六中「千八百円」を「二千百円」に改め、同表第八十一号中「七千三百円」を「七千九百円」に改め、同表第八十二号中「三千二百円」を「三千六百円」に改め、同表第八十三号中「千五百円」を「千七百円」に改め、同表第八十

四号中「二千二百円」を「二千五百円」に改め、同表第九十一号中「二千円」を「二千二百円」に改め、同表第九十二号を次のように改める。

九十二 削除

別表第九十三号中「二千二百円」を「二千五百円」に改め、同表第九十四号中「千五百円」を「千七百円」に改め、同表第九十六号中「三千二百円」を「三千六百円」に改め、同表第九十七号中「九千四百円」を「一万千円」に改め、同表第九十八号及び第九十九号中「千五百円」を「千七百円」に改め、同表第一百号中「二千二百円」を「二千五百円」に改め、同表第一百零一号中「千五百円」を「千七百円」に改め、同表第一百零二号中「三千二百円」を「三千七百円」に改め、同表第一百零九号中「二千四百円」を「三千七百円」に改め、同表第一百十号中「千五百円」を「千七百円」に改め、同表第一百十一号中「三千二百円」を「三千六百円」に改め、同表第一百十二号中「二千四百円」を「二千七百円」に改め、同表第一百十三号中「三千二百円」を「三千六百円」に改め、同表第一百十四号中「二千四百円」を「三千七百円」に改め、同表第一百十五号中「千五百円」を「千七百円」に改め、同表第一百十六号中「二千二百円」を「二千五百円」に改め、同表第一百十七号中「二千五百円」を「二千八百円」に改め、同表第一百十八号及び第一百十九号中「千五百円」を「千七百円」に改め、同表第一百二十号及び第一百二十一号中「二千二百円」を「二千五百円」に改め、同表第一百二十二号中「一万六千円」を「一万九千円」に改め、同表第一百二十三号中「六千四百円」を「七千二百円」に改め、同表第一百二十四号中「一万六千円」を「一万九千円」に改め、同表第一百二十五号中「六千四百円」を「七千二百円」に改め、同表第一百二十六号及び第一百二十七号中「四千円」を「四千五百円」に改め、同表第一百二十八

号中「千三百円」を「千四百円」に改め、同表第二百二十九号中「千七百円」を「千九百円」に改め、同表第三百十号中「千三百円」を「千四百円」に改め、同表第三百十一号中「千七百円」を「千九百円」に改め、同表第三百十二号中「千三百円」を「千四百円」に改め、同表第三百十三号中「千七百円」を「千九百円」に改め、同表第三百十三号の二中「千円」を「千二百円」に改め、同表第三百十三号の三中「千八百円」を「二千円」に改め、同表第三百十四号中「三千円」を「四千円」に改め、同表第三百十四号中「二千円」を「二千三百円」に、「二千八百円」を「三千二百円」に改め、同表第三百十五号中「五百円」を「六百円」に改め、同表第三百十五号の二中「千五百円」を「千七百円」に改め、同表第三百十五号の三中「千円」を「千二百円」に改め、同表第三百十五号の四及び第三百六十五号の五中「五百円」を「六百円」に改め、同表第三百六十六号中「九百円」を「千円」に改め、同表第三百八十七号の二の次に次の四号を加える。

- 百八十七の三 浄化槽工事登録申請手数料 二万三千元
- 百八十七の四 浄化槽工事更新登録申請手数料 一万八千元
- 百八十七の五 浄化槽工事業者登録簿謄本交付手数料 三百円
用紙一枚につき
- 百八十七の六 浄槽化工事業者登録簿閲覧手数料 二百五十円

附 則

この規則は、昭和六十年九月一日から施行する。ただし、別表第九十二号の改正規定及び同表第三百八十七号の二の次に四号を加える改正規定は昭和六十年十月一日から、同表第三百六十四号から第三百六十六号までの改正規定は昭和六十一年四月十六日から施行する。

告 示

鳥取県告示第八百四十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、会見町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による荻名地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	荻名字細入
同上の区域（昭和五十八年十一月十日現在の地番による。）	荻名字細入のうち三〇から三三までの一部以外の区域
	荻名字半田のうち六二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに六〇と一体をなす国有地の一部以外の区域
	荻名字細入三〇から三三までの一部
	荻名字キツチャウ六三の一部
	荻名字奥田平六八の二、六八の三の一部、六九の二、六九の三、七〇の一部、七一の二

荻名字キツチャウ	荻名字キツチャウのうち六三の一部以外の区域 荻名字半田六二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに六〇と一体をなす国有地の一部 荻名字奥田平六八の三の一部 荻名字八通一八二の一の一部、一八三の一の一部、一八三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 荻名字杉ノ峯一八四の二の一部、一九八の一部
荻名字奥田平	荻名字奥田平のうち六八の二、六八の三、六九の二、六九の三、七〇の一部、七一の二以外の区域
荻名字八通	荻名字八通のうち一八二の一の一部、一八三の一の一部、一八三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 荻名字向平一三七の二の一部、一三八の一の一部、一三八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 荻名字杉ノ峯一八四の二の一部 荻名字堂ノ峯二一六の五、二二五の二、二二六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二六と一体をなす国有地の一部 荻名字出口三〇〇の一、三〇二と一体をなす国有地の一部
荻名字向平	荻名字向平のうち一三七の二の一部、一三八の一の一部、一三八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 荻名字出口三〇六の二、三〇六の三及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三〇二、三〇三の一、三〇五、三〇六の一と一体をなす国有地の一部 荻名字堂尻三一七、三一八と一体をなす国有地の一部
荻名字杉ノ峯	荻名字杉ノ峯のうち一八四の二、一九八の一部以外の区域

荻名字堂ノ峯	荻名字堂ノ峯のうち二一六の五、二二五の二、二二六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二六と一体をなす国有地の一部以外の区域
荻名字出口	荻名字出口のうち三〇六の二、三〇六の三及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三〇〇の一、三〇二、三〇三の一、三〇五、三〇六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
荻名字堂尻	荻名字堂尻のうち三一七、三一八と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第八百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（農村地域定住促進対策事業高山地区区画整理）を昭和六十年八月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良

事業（土地改良総合整備事業（一般）倭文地区区画整理）を昭和六十年八月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鹿野町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）小畑地区区画整理）を昭和六十年八月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）立見地区区画整理）を昭和六十年八月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百五十三号

用瀬町が行う土地改良事業に係る赤波地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十年八月三十一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
用瀬町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百五十四号

関金町が行う土地改良事業に係る明高地区第四工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年八月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百五十五号

日南町が行う土地改良事業に係る矢戸地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四

項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年八月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四、異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、会見町から同町が行う土地改良事業に係る会見（荻名）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次